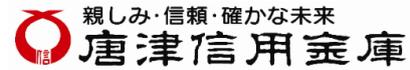


2024年10月1日

お客様 各位



## 破産管財人等による管理口座開設に伴う手数料について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、ありがとうございます。

この度弊金庫において、下記の通り新たに手数料を設けることになりました。お客様におかれましては、ご負担をお願いすることになりますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後も「親しみ・信頼・確かな未来」の経営理念のもと、商品・サービスの向上に努めてまいりますので、引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 新設の手数料 : 破産管財人等特殊口座開設手数料
2. 手数料 : 1口座当たり開設時に税別 10,000 円、税込 11,000 円
3. 開始日 : 2024年10月1日より
4. 対象口座 : 個人法人等問わず、
  - ・破産管財人名義の口座
  - ・相続財産管理人名義の口座
  - ・相続財産清算人名義の口座
  - ・不在者財産管理人名義の口座
  - ・遺言執行者名義の口座
  - ・遺産整理受任者名義の口座(既存口座は対象外です)  
(既存口座からの名義変更の場合も対象といたします)  
※ 対象口座については管理・清算終了後に解約をお願いします。

詳細は窓口までお問い合わせください。

以上